

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	江 上 聖 司 君	2 番	中 村 ひとみ 君
3 番	安 田 功 君	4 番	角 田 寛 君
5 番	藤 墳 理 君	6 番	富 田 栄 次 君
7 番	吉 野 誠 君	8 番	木 村 千 秋 君
9 番	栗 田 利 朗 君	10 番	広 瀬 文 典 君
11 番	丹 羽 豊 次 君	12 番	小 林 敏 美 君
13 番	衣 斐 弘 修 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	若 山 隆 史 君
総 務 課 長	永 澤 幸 男 君	企画調整課長	早 野 博 文 君
税 務 課 長	橋 本 芳 朗 君	健康福祉課長	中 島 健 司 君
住 民 課 長	片 岡 兼 男 君	建 設 課 長	澤 島 精 次 君
産 業 課 長	栗 本 純 治 君	上下水道課長	高 木 一 幸 君
会計管理者兼 会 計 課 長	三 浦 高 雄 君	消 防 主 任	小 谷 好 廣 君
教 育 長	渡 辺 眞 悟 君	教育次長兼 生涯学習課長	多 賀 清 隆 君
学校教育課長	桐 山 浩 治 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	木 下 誠 司	書 記	青 木 隆 一
書 記	高 橋 怜 奈		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議 第 67号 平成23年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

日程第3 議 第 68号 垂井町エコパークの設置及び管理に関する条例の制定について

日程第4 議 第 69号 平成24年度垂井町一般会計補正予算（第4号）

日程第5 議 第 70号 平成24年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第6 議 第 71号 損害賠償の額を定めることについて

議 第 72号 損害賠償の額を定めることについて

日程第7 議会議案第1号 原子力発電所の安全確保及び原子力防災対策の強化を求める意見書について

日程第8 常任委員会の閉会中の継続調査の件

日程第9 議員派遣の件

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時00分 開議

議長（広瀬文典君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、会議規則第99条の規定により、12番 小林敏美君、13番 衣斐弘修君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 諸般の報告

議長（広瀬文典君） 日程第1、諸般の報告を行います。

開会中に監査結果の報告がありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

日程第2 議第67号 平成23年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

議長（広瀬文典君） 日程第2、議第67号 平成23年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定についてを議題といたします。

〔11番 丹羽豊次君退場〕

本案については、決算審査特別委員会の審査が終了いたしておりますので、これより委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長 藤埴理君。

〔決算審査特別委員長 藤埴理君登壇〕

決算審査特別委員長（藤埴理君） ただいま議題となりました議第67号 平成23年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について、決算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本特別委員会は、今定例会第1日の会議において設置・付託された後、9月6日から計5日間にわたり開催しました。審査に当たっては、歳入においては収入未済額及び不納欠損額の主なものについて、歳出においては不用額及び流・充用の主なものについて、執行部担当所管から説明を聴取し、議決した予算の目的に従って執行されたかどうか、また行政効果はどうかにかんして主眼を置いて慎重に審査をいたしました。そして、採決の結果、本特別委員会といたしましては認定すべきものと決定いたしました。

なお、次のとおり意見を付するものです。

1. 不用額の発生について。不用額の主な要因は、入札差金や対象見込み件数、額の減によるものであり、事業執行の実現可能性についての的確に判断するとともに、執行見込み額を根拠を持って把握されたい。また、年度途中において不用額が明らかになった場合は、漫然と放置

することなく速やかに補正措置を行うなどの適切な対応を図り、財源の有効活用に努められたい。

2. 補助金の交付について。団体の育成を目的とする補助金については、当該団体の自立につながる運用に心がけ、対象団体の適正性や補助金額の算定方式など適宜見直しを図られたい。また、補助金の交付に当たっては、公益性や公平性を確保することが重要であり、より透明性の高い交付手続によって執行されたい。

3. 未収金の発生について。町税のみならず、各種使用料においても未収金が発生しており、不納欠損処理も行われています。特に、特別会計は独立採算制の原則を重視し、特別会計事業の運営に当たられたい。

今後とも、悪質滞納者に対しては毅然とした態度をもって臨むとともに、町民の公平性を確保し、また町の債権管理の観点から、全庁一体となって未収金の回収に取り組まれたい。

4. 公共施設の管理について。本町に限らず、公共施設の老朽化が著しく進んでおり、このまま放置しておけば、将来深刻な財政負担となることは明らかである。この際、庁舎問題も含め、町の公共施設全てについて現状や課題について把握、整理し、明らかにされたい。そして、これを踏まえ、長寿命化や統合など今後の公共施設の利用のあり方について検討されたい。以上であります。

議長（広瀬文典君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は、これを認定すべきものとなっております。

議第67号 平成23年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定については、これを委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

〔11番 丹羽豊次君入場着席〕

日程第3 議第68号 垂井町エコパークの設置及び管理に関する条例の制定について

議長（広瀬文典君） 続きまして日程第3、議第68号 垂井町エコパークの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

11番（丹羽豊次君） エコパークの設置及び管理に関する条例の中で、提案理由は先日聞いておりますが、使用の許可等々でございますが、第5条の中で、学習室の使用については無料とするというような形を聞いております。

そのような中で、学習室、学習する場所について、町施設におきましても今回できるエコパークだけでなしに、各公民館の各部屋等々を使用するにも使用料が要りますし、朝倉のセミナーハウス等々につきましても、当初は無料だったんですね。外国人の利用が多いということで有料化されたということで、昨年につきましても38件の1,100の方が利用されていると。使用料が3万6,000円というような形でございますが、やはりこのような形で、この事業に則する研修、学習については無料でもいいと思うんですが、こういうところの学習室、他の諸団体の研修等々をされる場合もあると思うんです。そういう場合には、多少使用料等々も考えていただきたいと。ちょうどこのエコパークの公園等々も利用されるわけでございますので、公園とスポーツのような形もあるかもしれません。そのような形の中で、やはり学習室利用については使用料を私は取っていただきたいと。

また、この施設については供用開始まで三、四カ月ございますので、その辺をどのように考えておられるのか、よろしく願いいたします。以上です。

議長（広瀬文典君） 住民課長 片岡兼男君。

〔住民課長 片岡兼男君登壇〕

住民課長（片岡兼男君） おはようございます。

ただいまの丹羽議員の質問につきまして、私のほうから回答させていただきます。

ただいまの学習室の使用料の件につきましてですけれども、一応このエコパークの目的というのが、ごみの減量を図るためとか環境推進という目的をまず持っております。それで、事業内容といたしましても、資源物の拠点回収とか資源物の再利用、再資源化の普及啓発ですね、そして環境学習というように設けておりますので、まずはこの目的に沿った学習室の使用というふうに考えております。

この学習室というのは、位置づけとしてリデュース部門、ごみ減量の3Rですね。そのうちのひとつのリデュース部門ということで、ごみ減量、環境学習の場というふうに位置づけをしております。それで、実は公民館などの使用とはちょっと違うのかなと思っております。一般開放いたしましても、貸し出しするにいたしましても、目的を持った貸し出しというふうに考え

ておりますので、町の推進する事業を進めていくためということで考えておりますので、今のところ無料というふうに考えております。

なお、今後供用開始いたしまして、貸し出しについての事実とか、また要望等々ございましたら検討するという事も考えられますので、実はこの条例につきましては、まだ公園の部分が入っておりません。それで、公園の部分の建設、また供用開始のときにはこの条例の改正ということもございますので、そのときにまた見直しということも考えられるかと思っておりますので、ひとつ御理解をお願いしたいと思っております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 丹羽議員の使用料についての御質問でございます。

議員の御趣旨としては、恐らく目的外使用についての使用料ということにあるのかなというふうに思います。

先ほど議員もおっしゃいましたが、例えばセミナーハウス等が今まで無料で使っていたが、利用状況に応じて、やはりこれはもう料金を徴収したほうがいいだろうという形で切りかえてきた。あるいは昨今、応分の負担ということを考えてときに一部利用料を取っていくという方向にある中で、いつまでも無料というのはどうかという思いでの御質問かというふうに思います。

今担当課が申しましたように、あくまで学習室を使うということによって、環境の思いを広めていくということでございます。やはり学習室は環境に関すること中心になっていくと思えますけれども、来ていただく方によりじかにエコドームでの活動を見ていただくわけありますので、そういったことも踏まえて、当面はやはり様子を見ていく状況の中で、無料という形でたくさんの方にまず来ていただくことを前提に考えていきたいというふうに思っております。

また、今後の利用においてそういった必要が生じてくる場合も当然あると思っておりますので、その折にはまたしっかりと見直しをかけていきたいと思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思っております。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第68号 垂井町エコパークの設置及び管理に関する条例の制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第69号 平成24年度垂井町一般会計補正予算（第4号）

議長（広瀬文典君） 日程第4、議第69号 平成24年度垂井町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

6番（富田栄次君） 歳出の6ページ、目11の財政調整基金費についてまずお尋ねします。説明はあったかと思うんですが、いかなる理由で、またなぜ今このように補正をかけられるのかをお尋ねいたします。

それとその次に、垂井子ども園、目2児童福祉施設費、節の説明の中の垂井子ども園の中の用地造成基本設計等業務委託料についてお尋ねします。

まず第1は、これは基本設計ということですが、400万円見込んであるわけですが、その設計業務の内容をできるだけ詳細に教えていただきたいと思います。1つは、これ何筆かになっているわけですが、各筆に既にその地主の方がおられるわけですが、測量図というのはもう現存していたのか、それともしていないのか。多分していないだろうと私は思っているわけですが、それでは、もしないとするならば、当然測量費が入ってくると思うんです。そのほかいろいろ入ってくると思うんですが、その測量は各筆ごとに何筆かありますけれども、境界立ち会いも含めて筆ごとの面積の測量をはかられるのか、それとも全体で大枠ではかられるのかということをお尋ねします。

その次に、もし各筆ごとに測量をかけた、これは違っていればまた後でそれは一切ありませんと言っただけであればいいんですが、各筆ごとに測量をかけたとして、これ全面積がたしか約1万4,300平米だったと思うんですが、これだけとはにかく今回の対象になっているということですが、じゃあそれだけ今回の子ども園について全部買収をかけるかどうかといたら、まずかけないということがはっきり明言されているわけですね。

となると、買収が7,025.25と言われたんですけれども、その半分は対象外になってくる、その後徐々にまたそれをふやされるかどうかかわからないんですが、当対象になっていないところの各筆の測量を町の費用で行って、実は対象じゃありませんからもうそこは外れますという形にされてくるのかというのが一つあるわけなんですけれども、これが排水路関係でどうし

ても必要だということであれば別なんですけれども、普通は境界立ち会いだけで済ませるんですが、測量図までつくるのかどうかということをお尋ねしたいんです。全く今回の子ども園と関係なくなる民地に対して測量、またその他のことについての費用を町で負担してやるということなのかということです。

それともう一つは、子ども園での1人当たりの敷地必要面積というので5,200平米と言われたと思うんですけども、東地区のほうでは約236人、垂井地区のほうは165人ということの前提だろうと思うんですけど、資料の見方によるんですけど、それぞれ1人当たりの面積を教えてくださいということ。

それともう一つ、跡地利用、大体3年ぐらいをめどに早急に進められていくということですが、今後3年なり4年なり、5年かわかりませんが、計画をお示しいただきたいと思えます。

それと、跡地利用についてですが、ここを買収造成することによって垂井幼稚園が、また西保育園、東保育園があいてくると思うんです。そうすると、これの跡地利用については、確かに資料等見ておきますと、いずみの園とか、地域活動支援センター「けやきの家」にするとか、障がい者の多機能型支援施設にするとか、社協にするとかというような案が出ておりますが、もうこれは買収をかけられたら、即こちらの方向に進んでいくと思うんですね、子ども園の方向に。

そうすると、まず一日でもあいておくのはあれだということになってくると、これについてどの施設をどのあたりに持ってこられるかということも含めての、ちょっと入り過ぎですかね。じゃあ、跡地利用についてわかる範囲内で教えてください。

あと、ここの敷地については、私もきのう見てきたんですが、非常に深いというか、勾配もあるということで、これについての基本設計ということですが、どのあたりまで、町長からも説明ありました、低いほうにあわせれば道路とのあれが出てきますし、高いところにあわせればかなり埋め立てることになる。2段階にやっていくという段階もあると思うんですが、これは排水を心配しているんです。あのあたりの排水が、今現在あそこには何もありませんし、遊水地のような役割をしていると思うもので、今後のそういった計画もあると思うもので、ちょっと外れるかもしれませんが、お答えできる範囲内でお答えいただきたいと思えます。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 富田議員の財政調整基金の積み立ての目的と、なぜこの時期に積みかという御質問でございますが、それぞれ基金の目的から積み立てるわけでございますが、まず福祉基金につきましては、条例の中には福祉の推進及び活動という規定がございまして、とりわけ、幼保一元化につきましては、今議論もされておるように、今後施設整備等にも経費が必要となってまいります。そういった観点から積み立てを行うものでございます。

それから、環境衛生施設整備基金につきましては、環境衛生施設整備に要する経費に充てる

ということでございまして、環境衛生施設につきましてもたくさんございます。斎場からクリーンセンター等々ございます。場合によっては、垂井町が加入いたしております粗大廃棄物処理センター、大垣衛生施設組合等がございますが、とりわけ今課題となっておりますのは、やはりクリーンセンター等の課題でございますが、そちらの設備整備に充てるものでございます。

それから、庁舎建設基金につきましては、もとよりこの庁舎の建築、あるいは改修に充てるために積み立てるものでございますが、ところで、さてこの時期になぜ積み立てるかという問題、他の議員からも御質問がございました。以前3月に積み立てたときもあったわけですが、そのときにはまた、なぜこの時期に積み立てるんだという御質問もあったわけですが、いささかそういった御質問があると、いつ私らは積み立てていいのかという矛盾を生じるわけですが、ところが、この積み立てにつきましては、地方財政法第7条で剰余金の取り扱いについて規定されておまして、この剰余金という根拠でございますが、いつをもって剰余金という名称を使えるのかといいますと、御存じのように出納整理期間が4月、5月とございます。その出納整理期間が終わりまして、そして決算が確定した段階で初めて剰余金という名称がこの地方財政法の中で出てまいります。

そういったことも踏まえまして、この剰余金を見て幾ら積み立てるかといいますと、やはり9月か12月になってこようかと思えますし、3月ではこの剰余金が幾ら発生するかということにつきましては、二、三カ月後に出納整理期間があって決算を迎えるという段階では、この剰余金の確定はすることができません。そういった観点から、9月、12月に積み立てるとというのが適切かということでございます。

今回9月ということで積み立てをさせていただきますのは、平成23年度の剰余金を見ましても、この2億円を積み立てても、今後災害、あるいは除雪等が発生しましても、まだ何とか余力があるだろうということで、余力を残しながら必要な金額の積み立てを行ったものでございますので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。以上でございます。

議長（広瀬文典君） 健康福祉課長 中島健司君。

〔健康福祉課長 中島健司君登壇〕

健康福祉課長（中島健司君） 富田議員の御質問にお答えをいたします。何点かありましたので、漏らす場合がありますので、よろしく願いをいたします。

まず、今回の用地造成基本設計業務の内容ということであったと思いますが、今回の垂井子ども園、仮称でございますが、3,000平米以上の土地の開発でございます。開発協議を前提とし、法令を遵守した計画図を作成する必要があるということで、開発が可能か判断するためにするものと考えております。よって、周辺調査をし、取りつけ道路のルートの検討並びに施設配置計画、それから先ほど言われました排水計画も当然終末のほうまで計画を見ていきます。また、現地は高低差がありますので、造成に伴い隣地との擁壁なども考慮する必要があると考えておりますので、そういった擁壁などの安定計算、並びに経済比較等を含めて業務を委託していくところでございます。

2番目に、測量図があるのかというような御質問ですが、測量図はありません。

それから、筆ごとの面積の測量を行うのかという御質問でございますが、あくまでも造成基本設計ということで、現況調査を含めまして、用地を含めまして周りは5メートルほど、先ほど言いましたように排水計画がありますので、終末のほうまで当然現況測量をお願いする部分も出てきますのでかなりの大きな面積で設定をさせて、今うちのほうでそういった計画をしておるところでございます。

それから、買収をかけるのかということは今後の状況で変わってきますので、7,025.25、または8,672平米ほどあるんですが、その中で地権者との交渉で変わってくるものと考えております。

それから、幼児等最低の基準面積はいかほどかというような御質問だと思いますが、乳児室については1人当たり1.65平米、保育室については1.98だったと思っております。園庭については3.3平方メートルほどだと思っております。ただ、これを今の170人規模に掛けて行うのではなく、良質な保育環境、教育環境を整えるための最低として、今回5,200平米をうちのほうで計画をさせていただいたというふうに御理解を願いたいと思います。

それから、造成高についてはということですが、それについても今回の基本設計の中でそういった周辺道路、また隣地とのかかわりの中で造成高を決定して、良好な施設配置を行っていきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

あと、幼保一元化に伴いまして、空き施設の利活用でございますが、現在保健センターを中心とした福祉施設、教育施設等がありますので、あのあたりで今回の垂井子ども園、仮称ですが、保育機能だけではなく子育ての相談機能の充実した施設を配置して、福祉ゾーンの集約を図っていきたいということで、空き施設も集約を図る上で、障がい児とか、支援者とか、そういった施設に利用できるような形をとっていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。答弁とさせていただきます。

議長（広瀬文典君） 富田栄次君。

簡潔にお願いします。

〔6番 富田栄次君登壇〕

6番（富田栄次君） もうこれ以上やめさせてもらいますが、先ほどの財政調整基金のことですけれども、私、前が遅かったときにも言いましたので、今回は早めてもらったのでいいことだと思っているんですが、ただ、これだけの金額ですので、予想になるかもしれないけど、もう少し早い段階でこのあたりのことをお示しいただけなかったかと思うわけですが、補正としてはやむを得ないとは思うんですけれども、予算の段階ではちょっと難しいかとは思うんですけれども、議会としてこの段階で上げられてはきていますが、そういうことです。決して今回早いからどうこう言っているということではないということだけ。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

11番（丹羽豊次君） 議第69号、今回の補正予算でございますが、総額3億3,500万円の補正をしようとしておられるわけでございますが、私も反対するものではございませんが、一応提案者にお尋ねしたいというふうに思います。

委員会でもいろいろ話をしておったんですが、私もちょっと腑に落ちるところがございますので、よろしくお願ひしたいと思ひますし、またきのうも特別委員会で、一日ほどかけて企画費並びに民生費等々話が出ておりました。それにつきましても、しっかりと執行していただきたいと思っております。

私は、委員会で申しわけございませんが、土木費の中の泥川上橋の補正予算のつけ方ですよね。私はずっと長いこと行政におったんですが、このようなつけ方は初めてだもんで、どうして仕事をやるんかちょっとお尋ねしたいんです。今度の泥川上橋につきましては、今、下部工と上部工補強、また補修工事ということで、2,500万円で税込みの2,894万1,150円ということで当初計画されております。このような中で、今回3つに分けて補正がなされております。

初めに土木費の道路新設改良費、これは取り付け舗装ということで280万円。また、同じ項の橋りょう維持費の中で、これは上部工ということで700万円。また、河川費ですね。これは新しく項が設けてあり、河川費の中で橋台の取り付けブロックを、金額を聞きますと1,700万円ほど補正されておるんです。これら3つに分けて補正するのはよいのか、私は道路橋りょう費の中で、当初予算の中で補正を組むべきだと思うんですが、この3つに分けられた理由をちょっとお尋ねいたしたいと思っております。

また、そうしますと、工事の進めについても、同じ箇所ですら3費目から出すというのなかなか難しいわけではないかと思うんですが、その辺の事務執行の取り扱いでございますけど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（広瀬文典君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

建設課長（澤島精次君） 丹羽議員の御質問に回答させていただきます。

今回の補正の予算科目が泥川上橋の拡幅工事について3つに分割して補正をいたしたということについての理由のお尋ねでございます。

まず、この泥川上橋の工事でございますが、当初予算で予算計上させていただいておったところでございますが、十分な積算ができていなかったということのほかにも、その後の県との協議によって追加の工事が発生したというようなことがございまして、今回補正をお願いすることになったわけでございます。

十分な積算ができていなかったということについては、十分反省をいたしておるところでございますが、今回この3つの科目に分けましたのは、まず予算が不足するということが判明した時点で補正をいたすのに対して、今回の補正で議決をいただいておりますのは十分な工期が

確保できないという心配がございましたので、まず当初予算において、工事で先行して施工していくことになる下部工事、橋台、それから橋台基礎の工事、それから既設の橋の補強工事をこの8月に発注をいたしたところでございます。

残りの工事について今回補正をさせていただいたわけですが、まず1つには、河川維持費で計上させていただいておる護岸工事につきましては、これは県との協議で、当初は予定していなかったものが追加をして町で行うということになりまして、これが一番大きなものでございますが、工事の内容から、護岸工事でございますので河川費で計上させていただいたと。もう既に橋りょう費のほうは下部工事で橋りょう費で契約をいたしてありまして、別発注になるということで、工事内容にふさわしい科目ということで河川費に計上させていただいたということです。

それから、あわせて附帯工事として道路舗装です。これは当初から道路の舗装は予定しておったわけです。これはあくまで橋梁の附帯工事ということで橋りょう費に計上してありましたが、今回この部分についても道路新設改良費のほうで改めて計上したということでございます。

それからもう1つ、橋りょう維持費におきましては、これから発注いたします上部構造物、橋桁ですね。こちらの工事について、当初予算において計上漏れの部分が多少あったと。その部分について補正をさせていただくということでございます。

この3つの科目から支出することについて、施工監理上問題がないかというお尋ねもいただきました。単純に科目が違うということで工事に直接は影響ございませんが、分割した発注になるということで、業者間で十分な工程等の調整をいたしまして、円滑に工事が進むように管理をいたしてまいりたいと思っておりますので、どうぞ御理解をいただきたいと思えます。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 丹羽議員の橋梁工事についての御質問でございます。

このことは委員会等においても議論させていただいたところでございますが、まずもって、今担当課からも申し上げましたように、やはり事の大きな問題の根本は、概算積算と詳細積算において大きな差が出てしまったということに尽きるのかなというふうに思います。今言いましたように、護岸のほうが県に帰属するというような形で、後から協議という形で調ったというような不測の事態もあったわけでありましてけれども、最終的にやはりしっかりとした概算積算がなされていないというのが一つの原因であったというふうに思っております。この点については、まことに申しわけなく、改めて陳謝を申し上げるところでございます。申しわけございませんでした。

それから、この予算の執行につきましては、今言いましたように適正に何とかしていきたいという思いでございます。また、分離発注ということで、委員会の中でも分離発注は無駄ではないかというお話がございました。ただ、昨今の景気等を考えたときに、公共工事のあり方にも関係してくるわけでありましてけれども、やはりいろんな業者にたくさん参加していただく場

というのも提供していくのも一つの責務であるという思いもございます。当然その分経費がかかってくるわけでありますので、統合していけば経費が減っていくというメリットはあるわけでありますけれども、例えば不破中でありますとか、今までの小学校関係の大規模工事におきましても、建築本体、機械設備、それから電気というような形で分離発注をしておいて、業者の育成ということも考えておるような現状もございます。

今回、特に今年度の予算編成におきましては、建物の建築工事が非常に大きなウエートがあるわけでありますけれども、土木等がやはり少し手薄になっておるような状況の中で、少しでもそういった機会をつくっていきたいという思いの中で分離発注ということも考えておるところでございます。こちら辺も何とぞ御理解いただきまして、この仕組みに当たりまして御理解賜りますように、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 藤墳理君。

〔5番 藤墳理君登壇〕

5番（藤墳 理君） 常任ではないので聞き漏らしていたのかもわかりませんが、7ページの衛生費の中、保健センター費、需用費332万円ほど増額補正という形になっております。これはポリオの不活化ワクチンの導入に伴っての経費かというふうに思われますけれども、対象人数等教えていただきたいというふうに思います。よろしくお願いをいたします。

議長（広瀬文典君） 健康福祉課長 中島健司君。

〔健康福祉課長 中島健司君登壇〕

健康福祉課長（中島健司君） 藤墳議員の御質問にお答えをいたします。

御存じのとおり、9月1日から不活化ポリオワクチンが導入されることに伴いまして、今回の補正をお願いすることといたしました。対象者といたしまして、平成23年の7月から12月生まれの方が113人で2回の接種をお願いしたいと。この方につきましては、4月の終わりに1回接種しておみえになりますので、後の2回で延べ226人を対象といたしております。

その後、平成24年1月から6月生まれの方につきましては、115人を3回分で延べ345人で、計571人という形で計算をさせていただいておりますが、転入等いろいろな状況が生まれますので、予算上では630名を見させていただいて、予算計上をさせていただいたところですので、よろしくお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

〔 6 番 富田栄次君退場 〕

採決は起立により行います。

議第69号 平成24年度垂井町一般会計補正予算（第4号）は、これを原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

総員起立であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

〔 6 番 富田栄次君入場着席 〕

日程第5 議第70号 平成24年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（広瀬文典君） 続きまして日程第5、議第70号 平成24年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第70号 平成24年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）はこれを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第71号 損害賠償の額を定めることについて

議第72号 損害賠償の額を定めることについて

議長（広瀬文典君） 日程第6、議第71号 損害賠償の額を定めることについて及び議第72号 損害賠償の額を定めることについてを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第71号及び議第72号の損害賠償の額を定めることにつきましては、関連した事故でございますので、一括して提案理由を御説明申し上げます。

議第71号につきましては、平成24年8月15日、町道宮代1 1号線上において、町有自動車 が方向転換中にフェンスに接触し、破損させたものでございます。

議第72号につきましては、当該町有自動車がフェンスに接触したはずみで相手方敷地内に駐車してある自動車に接触し、破損させたものであります。それぞれ相手方と和解し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、住民課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） 住民課長 片岡兼男君。

〔住民課長 片岡兼男君登壇〕

住民課長（片岡兼男君） ただいま上程されました、議第71号並びに議第72号の損害賠償の額を定めることについて、私のほうから補足説明をさせていただきます。

なお、議第71号並びに議第72号は同一の事故で関連しておりますので、一括して説明をさせていただきますので、御理解をお願いいたします。

去る平成24年8月15日午前10時15分ごろでございますが、垂井町宮代字御所野1483番1地先、町道宮代1 1号線におきまして、資源物の瓶類を収集中に、町有自動車でありますクリーンセンターのごみ収集車が方向転換しようとしてバックをした際に、隣接する道路沿いのフェンスに接触してフェンスを破損させる事故を起こしたものでございます。

あわせまして、フェンスを破損した際に、ブロック基礎に乗り上げたはずみで、相手方の敷地に駐車してありました乗用車にごみ収集車が接触して、車体を損傷させる事故をそれぞれ起こしたものでございます。

このたび、議第71号につきましては、相手方でありますフェンスの所有者と損害賠償額15万6,450円で、並びに議第72号につきましては、相手方であります乗用車の所有者と損害賠償額24万5,885円でそれぞれ合意が得られました。早速示談の手續と保険申請の手續を進めるため、損害賠償の額を定めることについて議会の議決をお願いするものでございます。

なお、ごみ収集車につきましては若干の傷程度で、収集作業には影響がない状況でございます。また、クリーンセンターの収集員には、事故の翌日の朝礼で所長から、また翌々日の朝礼では私からも直接事故防止について注意するよう指示をしたところでございます。

今後は、自動車の誘導の方法について徹底するなど、毎日の朝礼で安全作業について再確認し、事故防止に努めてまいり所存でございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

以上、私からの補足説明とさせていただきます。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

11番（丹羽豊次君） ちょっと2議案一括してお尋ねいたしますが、毎回こうして損害賠償の額を定めることについて報告やら議案が出てくると、このように思っております。

今回2つ合わせますと40万近い金額になってくると思うわけですが、今、担当課長がクリーンセンター並びに課長が出向いて事故防止に努めたということをおられるわけですが、垂井町全体の自動車の管理者として、担当課だけではいけないと思います。やはり町全体の管理者から職員の皆さんに事故防止、ちょうど今秋の交通安全週間になってきます。そういうような形でございますので、交通事故防止については十分注意するよう、職員のほうへ徹底方よろしくお願ひしたいと思っております。

それと、こんなところで聞くのもあれなんです、保険料等々につきましては保険のほうから入ってくるわけですが、支払いについては45ページのどこで支払うか、ちょっとお尋ねしたいです。賠償金は保険料で入ってくるね。それで業者への支払いについて、損害賠償の45ページの金額から出されるのか、ちょっと済みません、お願ひしたいと思ひます。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） それでは、丹羽議員の今回の事故に関しての質問でございますが、総務課長、私が役場全体の安全運転管理者を仰せつかっておりまして、私と所管の者が管理者でございまして、交通安全に関しての指導を行っておりますのでございます。

この交通安全等につきましては、毎月のごとく、月の初めに課長会議を行っておりまして、そちらのほうで交通安全防止等につきましてはいろいろ指導、徹底をさせていただいております。

しかしながら、こういった事故が発生して大変申しわけなく思っておりますが、今後も適宜交通安全講習会等行いながら、また今申し上げました月初めの課長会議につきましては、しっかりと交通安全等につきまして各課長のほうから徹底していただくようお願いするとともに、場合によっては私のほうから直接その職員のほうに指導する場合もございします。過去にもそういった件がございますので、よろしく御理解いただきたいと存じます。

それと、この賠償金の支出でございますが、今丹羽議員が御指摘いただきましたように、45ページの総務費、総務管理費でございますが、諸費の補償、補填及び賠償金に自動車損害賠償金といたしまして50万円が掲載されておりますが、そちらのほうから支出をさせていただいておりますので、よろしく御理解いただきたいと存じます。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

採決は一括して行います。

お諮りいたします。

議第71号 損害賠償の額を定めることについて及び議第72号 損害賠償の額を定めることについては、これをいずれも同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案はいずれも同意されました。

日程第7 議会議案第1号 原子力発電所の安全確保及び原子力防災対策の強化を求める意見書について

議長（広瀬文典君） 日程第7、議会議案第1号 原子力発電所の安全確保及び原子力防災対策の強化を求める意見書についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

13番 衣斐弘修君。

〔13番 衣斐弘修君登壇〕

13番（衣斐弘修君） 原子力発電所の安全確保及び原子力防災対策の強化を求める意見書について説明いたします。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の深刻な事故は、原子力発電所の安全神話を完全に崩壊させ、国民は将来の生活に大きな不安を抱えることとなった。

このような中、政府は、関西電力大飯発電所3号機及び4号機について、福島第一原子力発電所事故の検証が十分になされていない状況の中で、夏の電力不足を理由に暫定的な安全基準に基づき稼働させているが、今またその安全性が疑問視され、再停止を求める声が上がっている。特に、岐阜県は原子力発電所が多数立地する福井県の隣接県であり、その安全性の確保には本議会として無関心でいることはできない。

このほど岐阜県が発表した日本原子力発電所事故を想定した放射性物質拡散シミュレーション結果によると、季節や天候次第では、県境を越えて大量の放射性物質が飛来す

ると予想され、垂井町でも最悪の場合、国際原子力機関及び政府の原子力災害対策本部の防護措置を必要とする基準を超えると想定されており、原子力発電所の事故が発生した場合、垂井町民が被災当事者となることは避けられない。以上のことから、国に対し原子力発電所の安全確保及び原子力防災対策の強化について、次のことを求めるものである。

1．科学的知見を踏まえた新たな原子力発電所の安全基準を早期に策定し、これに基づき原子力発電所の再稼働の判断を慎重に行うこと。特に日本原子力発電敦賀発電所については、直下に活断層の存在が指摘されており、その再稼働は認められるものではない。

2．緊急時防護措置準備区域（UPZ）の範囲設定について、地形や気象条件を反映した放射性物質拡散シミュレーション等の科学的根拠に基づき、地域に応じた具体的・弾力的な運用を図ること。

3．国において原子力防災対策を強化するとともに、地方自治体が講ずる原子力防災対策の充実・強化、地域防災計画の見直し、原子力防災体制の構築について、国の責任において最大限の技術的・財政的支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成24年9月21日、岐阜県垂井町議会。以上でございます。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

採決は起立により行います。

議会議案第1号 原子力発電所の安全確保及び原子力防災対策の強化を求める意見書については、これを原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

総員起立であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 常任委員会の閉会中の継続調査の件

議長（広瀬文典君） 日程第8、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各常任委員長から、会議規則第65条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

本件は、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第9 議員派遣の件

議長（広瀬文典君） 日程第9、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま決定されました議員派遣の件について、変更を要する場合には議長一任といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長に一任することに決定しました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって平成24年第5回垂井町議会定例会を閉会いたします。

午前10時06分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 広 瀬 文 典

会議録署名議員 小 林 敏 美

会議録署名議員 衣 斐 弘 修